

全軟野連発第 46 号

平成 27 年 2 月 20 日

各都道府県支部  
支部長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟  
専務理事 宗像豊巳  
技術委員長 横溝直樹  
( 公 印 省 略 )

2015 年度公認野球規則改正に伴う本連盟規則適用上解釈について(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、アマチュア野球規則委員会より別紙の通り、  
2015 年度公認野球規則の改正についての通知がございました。

つきましては、本連盟として公認野球規則の適用上の解釈について、下記の  
通りと致します。

貴支部におかれまして、登録チームならびに審判員へ周知徹底いただきます  
ようお願い申し上げます。

#### 記

- (2) 3.06【原注】の冒頭に次を加え、同【注】を追加する。

全日本軟式野球連盟は従来通りとする。

- (5) 8.02(b)【原注】および同【注】を追加する。

全日本軟式野球連盟は従来通りとする。

- 規則適用上の解釈について

監督またはコーチが投手のもと(マウンド)へ行く制限について(規則 8.06)

全日本軟式野球連盟は上記制限についての 2、3 項目については、H27 年度  
は猶予期間とする。1、4 項目については、従来通りとする。

なお、上記、内容以外の規則改正については、適用となります。

以上